

資料一覧

次第

資料第 1 - 1 号	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会について
資料第 1 - 2 号	文京区の情報公開制度
資料第 1 - 3 号	文京区の個人情報保護制度
資料第 1 - 4 号	社会保障・税番号制度導入に伴う特定個人情報の取扱いについて
資料第 1 - 5 号	実施機関別行政情報の公開請求件数及び個人情報の開示等請求件数（26年度）
資料第 1 - 6 号	情報公開請求及び個人情報開示請求の推移
資料第 2 号	文京区個人情報の保護に関する条例第 8 条第 2 項の一部改正について
資料第 3 号	行政不服審査法改正に向けた取組状況
資料第 4 号	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度審議会の機能強化について
<参考>	平成 27 年 1 月 14 日高齢福祉課記者会見資料

平成 27 年度 第 4 回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 次第

日時 平成 27 年 12 月 25 日（金）午前 10 時から

場所 教育委員会室

1 開会

2 委員・職員の紹介

3 総務部長挨拶

4 正・副会長の選出

5 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について

6 議事

(1) 諮問第 2 号

文京区個人情報の保護に関する条例第 8 条第 2 項の一部改正について

(2) 報告第 1 号

行政不服審査法改正に向けた取組状況について

(3) 報告第 2 号

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の機能強化につ
いて

7 その他

8 閉会

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度

運営審議会について

運営審議会の役割

運営審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例に基づいて設置される文京区の附属機関です（1条）。

- 1 運営審議会は、次の事項について区長の諮問に応じて審議し、答申をします（2条1項）。
 - (1) 個人情報保護条例の規定により区長又は実施機関がその意見を聴くこととされた事項
 - (2) 情報公開制度の運営に関する重要事項に関すること
 - (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関すること
- 2 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議を行うことができます（同条2項）。
- 3 毎年1回、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について取りまとめて運営審議会に報告しています。

運営審議会の組織・運営・守秘義務

- ・ 運営審議会は、8人以内の委員をもって組織します（3条）。
- ・ 委員の任期は2年です（4条）。
- ・ 運営審議会には、委員の互選により選出された会長・副会長を置きます（5条）。
- ・ 運営審議会は、会長が招集します（6条）。
- ・ 委員の過半数をもって審議会の定足数とします（7条）。
- ・ 議決を要するものについては、出席委員の過半数をもって決めます（同条2項）。
- ・ 委員には守秘義務が課せられます（9条）。

最近の答申例

平成18年度 諮問第1号 個人情報保護制度の見直し及び犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録することについて

思想、信条、犯歴などの機微情報について電子計算組織への記録を禁止している個人情報保護条例の規定を改めて、例外的に一定の要件のもとで取り扱いはできるようにすること、及びその場合に犯歴事務について電子計算組織を利用することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

平成19年度 諮問案件なし

平成20年度 諮問第1号 東京都シルバーパス事業経過措置実施に伴う介護保険業務に係る個人情報の目的外利用について

シルバーパス申請者の負担軽減のために、介護保険課が保有する課税情報を利用して、経過措置の対象者である旨の確認書を交付することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号 「消費生活相談に係る個人情報の外部提供について」及び「上記外部提供の本人通知の省略について」

消費者被害に迅速に対応するために、消費生活相談情報を関係機関と共有することにつき、運用に配慮した上で国民生活センターに外部提供すること及び外部提供に係る本人通知の省略について、差し支えないとの答申を頂きました。

諮問第3号 「住民税の公的年金特別徴収業務に係る個人情報の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

公的年金からの住民税の特別徴収に際して、課税事務を円滑に行うために、区が保有している各社会保険料賦課情報を税務課が取得・利用すること及び目的外利用に係る本人通知の省略について、妥当であるとの答申を頂きました。

平成21年度 諮問第1号 「高額医療・高額介護合算制度に係る申請の勧奨に伴う個人情報¹の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

高額医療・高額介護合算療養費支給制度に係る被保険者に対し、制度を周知し、申請を促すため、本人の申請前に関係保険者が各被保険者の保険給付額等の情報を共有すること及び目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号 住民税・軽自動車税のマルチペイメント収納の実施に伴う外部結合による個人情報¹の提供について

住民税等のマルチペイメント収納による利便性の高い納税制度を導入するため、税賦課情報を外部結合により金融機関に提供することは、妥当であるとの答申を頂きました。

平成22年度 諮問第1号 「介護保険要介護（要支援）認定者に係る給付情報¹の目的外利用について」、「後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報¹の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

一定以上の高齢者の所在確認を行うため、介護保険要介護（要支援）認定者及び後期高齢者医療の被保険者の給付情報を敬老業務に利用すること及び目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号 「地域包括ケア管理システム情報¹の目的外利用について」、「災害時要援護者名簿¹の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

高齢者の地域における見守り体制の構築や高齢者サービス利用状況の一元的な把握を行うため、地域包括ケア管理システム情報¹に掲載されている情報及び災害時要援護者名簿¹の情報を利用すること及び目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第3号 「学術研究のための介護保険に係る個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について」及び「上記外部提供の本人通知の省略について」

国立大学法人東京大学医学部附属病院において、介護保険データを統計的に集計・分析し、要介護者の将来推計を行うとともに、介護保険サービスの効果を明らかにするため、介護保険第一号被保険者の個人情報のうち、被保険者の性、生年並びに直近及びその一年前における、認定月、要介護（要支援を含む。）認定区分及び介護保険サービス種類別サービス利用の有無について、外部提供することは、妥当であるが、その余の情報を外部提供することは適当でない。また、当該外部提供に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

平成23年度 諮問第1号 「後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について」及び「上記による収集の本人通知の省略について」

後期高齢者を対象とした状況把握訪問について、未だ把握できていない高齢者への働きかけを進めていくため、後期高齢者医療の被保険者の給付情報のうち、未受診者のものの情報の収集を平成23年度において実施すること及び当該収集に係る本人通知を省略することは、妥当であるとの答申を頂きました。

平成24年度 諮問案件なし

平成25年度 諮問第1号 「戸籍副本データ管理システムによる個人情報の提供（外部結合）について」

大規模災害時における戸籍の完全滅失の防止、戸籍の正本滅失時の迅速な再製等を可能とし、区民福祉の向上に資するものであるが、戸籍という身分関係の証明の基礎となる極めてプライバシー性の高い情報を取り扱うものであるから、情報セキュリティ措置が講じられることを前提として、法務省による戸籍副本データ管理システムとの外部結合をすることは、妥当であるとの答申を頂きました。

平成26年度 諮問第1号 「認知症ケアパスの作成のために行う認知症実態調査に係る個人情報の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

認知症ケアパスを作成するに当たり認知症実態調査を実施することは、行政として取り組むべき課題であると考えられる。調査対象者を効果的に抽出し、かつ、調査結果を的確に分析するために、介護保険被保険者情報のうち、必要な個人情報を目的外利用すること及び当該目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

平成27年度 諮問第1号 「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて」

文京区の個人情報保護に関する条例について、番号法第31条に基づいた規定整備を行う等の適切な措置を講ずることが求められるため、定義の追加や特定個人情報の目的外利用の制限等8項目についての答申とともに、情報セキュリティ対策の強化、特定個人情報の適正な取扱いに係る職員に対する教育・啓発等必要な措置を速やかに講じる要望を頂きました。

文京区の情報公開制度

情報公開制度とは

情報公開制度とは、区の保有する行政情報を請求にもとづいて公開する制度です。公正で民主的な行政の推進のために、区民等の「知る権利」を保障し、行政の「説明責任」を果たすための制度の一つです。文京区では、文京区情報公開条例に基づいて情報公開制度を運用しています。

1 公開請求できる人（5条）

情報公開請求ができる人を制限していません。どなたでも請求することができます。

2 公開請求できる情報（2条）

区の実施機関が組織的に用いている行政情報（組織共用文書）が対象となります。文書のほか、図画や電磁的記録が含まれます。

条例では実施機関を、区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会としています。

3 公開請求の窓口

情報公開請求は、文京シビックセンター2階の「行政情報センター」の窓口で受け付け、写し等の受け渡しも同センターで行います。

また、郵便、ファックス、電子申請で請求することもできます。

4 公開しないことができる情報（7条）

行政情報は公開することが原則ですが、情報の性質から例外として公開できない情報もあります。条例では、次のものを公開しないことができる情報として規定しています。

- (1) 法令などの規定で、公開できないとされている情報（7条1号）
- (2) 個人に関する情報（同2号）
- (3) 法人に関する情報で、事業活動に著しく不利益を与える情報（同3号）
- (4) 犯罪の予防その他公共の安全・秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報（同4号）
- (5) 審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、意思決定の中立性

が損なわれたり、不当に区民の間に混乱を生じさせるなどの支障を及ぼすと認められる情報（同 5 号）

(6) 行政運営に係る情報で、検査、契約などの事務に関して区の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報（同 6 号）

5 公開の可否の決定（13 条）

公開・非公開の決定は、原則として、その日のうちに行います。

ただし、情報によっては検索や決定に時間を要する場合があります、後日決定し公開することもあります。この場合は、まず、公開請求があった日の翌日から起算して 14 日以内の決定延長を行うことができます。また、14 日以内に決定を行えない場合は、請求日の翌日から起算して 60 日以内に公開決定等を行うことができますこととしています（13 条）。

さらに、著しく大量であるため、60 日以内に公開決定等ができないときは相当な期間内に公開決定等を行うことができません（14 条）。この場合は、公開決定等を行った旨を運営審議会へ報告することとされています。

6 その他の条例上の制度

(1) 裁量的公開（10 条）

非公開とすべき情報（前述 4 の（2）～（6））について、公益上特に必要があると認めるときは公開することができます。

この場合は、その旨を運営審議会に報告することとされています。

(2) 存否応答拒否（11 条）

公開請求に係る行政情報の存否を答えるだけで、特定の個人の生命、身体等が害されると認められた場合、又は非公開とすべき個人情報公開するのと同じ結果になる場合は、公開請求を拒否することができます。

本条により公開請求を拒否した場合は、その旨を運営審議会に報告することとされています。

(3) 第三者保護の手続き（16 条）

公開請求に係る情報に第三者の情報が記録されている場合に、当該第三者の保護のため、意見書提出の機会を与えることができます。

また、前述の裁量的公開（10 条）を行おうとするときは、必ず意見書提出の機会を与えなければなりません。

7 公開の方法と費用（17 条・18 条）

閲覧、視聴または写しの交付（コピー）により公開します。

閲覧及び視聴は無料です。

なお、写しの作成及び送付に必要な費用は実費を負担していただきます（例：コピー 1 枚 10 円（A3 まで））。

指定管理者に関する特例

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の保有する情報について情報公開が後退することのないよう、情報公開条例の規定を整備しました（25条の2）。

- 1 指定管理者に対して、公の施設の管理に関する業務について情報の公開を行うため、必要な措置を講ずることを義務付けました。
具体的には、指定管理者各々が、自己が行う公の施設の管理の業務に関する情報について、情報公開制度を整備することを想定しています。
- 2 指定管理者が保有する公の施設の管理の業務に関する情報について、区に情報公開請求があった場合は、区は当該指定管理者に対して当該情報の提供を求め、情報公開を進めることとしました。
- 3 前項の区からの情報提供の求めがあった場合は、指定管理者は速やかにこれに応じるよう努めるものとした。

情報提供制度

1 情報公表制度（22条）

区の基本計画や会議体の議事録、主要事業の進行状況などについては、公表することが義務付けられています。

2 情報提供施策の充実（23条）

情報提供施策の充実に努めることを規定するとともに、情報公表及び情報提供施策の実施状況を運営審議会に報告することとされています。

区では、区民の方が区政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開請求を待つことなく積極的に区政に関する情報の公表や提供を進めています。

「行政情報センター」や「文京区ホームページ」での行政情報の提供を充実させていきます。

情報公開制度の変遷

昭和61年	4月	東京都文京区行政情報の公開に関する条例施行
平成11年	8月	今後の情報公開制度のあり方について（あり方検討委員会報告書）
平成11年	9月	文京区における今後の情報公開制度のあり方について（諮問）
平成11年	12月	文京区の情報公開のあり方について（答申）
平成12年	10月	文京区情報公開条例施行（大改正）
平成13年	4月	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行
平成17年	3月	文京区情報公開条例一部改正（指定管理者に関する規定等追加）
	4月	施行

文京区情報公開及び個人情報保護審査会

文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例により設置された機関です。

非公開の決定等に不服がある場合は、「文京区情報公開及び個人情報保護審査会」に救済を申し出ることができます（20条）。

この審査会は、弁護士や学識経験者など5人で構成され、審査の結果、「公開すべき」と判断したときなど、申出の内容に理由があると認めた場合は、実施機関に対して決定内容の是正その他の措置を講ずるよう勧告することができます。

審査会は、行政不服審査法上の異議申立とは別個の制度として設置・運営されており、異議申立期間等の制限を受けません。

なお、処分に対して不服がある場合は、救済の申出制度とは別に、行政不服審査法による不服申し立て（異議申立）や、行政事件訴訟法による処分の取消訴訟を提起することもできます。

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例により設置された、学識経験者、各団体推薦委員、公募委員等からなる8人の委員で構成される機関です。

運営審議会は、区長の諮問機関として、個人情報保護条例や情報公開制度等の運営に関する重要事項に関することについて諮問に応じて審議し、答申を行うほか、実施機関に対して建議を行うことができます。

また、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して、実施機関からの報告を受けます（資料第1号参照）。

文京区の個人情報保護制度

個人情報保護制度とは

区は、区民の生活に密着した仕事をしていますので、区民の個人情報を数多く取り扱っています。「個人情報保護制度」は、不適正な取扱いによって個人の権利や利益が侵害されないよう、個人情報についての安全を確保するための制度で、「文京区個人情報の保護に関する条例」で取扱いの原則や区民の権利が定められています。

この制度は二つの大きな柱からできています。

- ① 区が個人情報を取り扱う際に守らなければならないルールを定める。
- ② 区が保有している個人情報の本人に、情報の開示請求や訂正請求など「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」があることを定める。

個人情報とは

個人に関する情報（氏名、住所、電話番号、職業、収入、保険証番号など個人の属性を示す情報）であって、特定の個人が識別され、または識別され得る一切の情報をいいます（2条）。

個人情報のうち、区が職務上保管し、利用するものを保有個人情報といえます。保有個人情報には、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスクその他これらに類する媒体に記録されたものがあります。手書きの情報であるか、コンピュータに入力されている情報であるかを問いません。また、保有個人情報は、本人からの開示請求等の対象となります。

この場合、区とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会をいいます。これらの機関を条例は「実施機関」として、個人情報保護制度を実施する責任を負わせています。

個人情報保護制度の背景

高度情報化社会においては、個人情報の利用は社会基盤として不可欠のものです。個人情報の多様な利用が、社会・経済を支え、個人の生活の利便性を増進させるのに役立っています。しかし、反面、情報の特性から様々な危険も存在します。

〈デジタル情報の特性〉

- ・ 外から見えない ⇒知らないところで流通する
- ・ 複製が容易で劣化しない ⇒保存、流通がしやすい
- ・ 情報が高速・一括処理できる ⇒漏えいは瞬時・大量に
- ・ 流出した情報は取り返せない ⇒損害回復、原状復帰が事実上不可能

個人情報の利用の利便性を維持しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いをルール化しようとするのが個人情報保護制度です。

個人情報保護制度の目的

個人情報保護制度は、個人の権利利益を保護することが目的です。

その方法として、区条例は自己情報コントロール権の保障を定めました。

自己情報コントロール権とは、一般に「自分に関してどのような情報が集積されているかを知る権利。また、どのような目的に利用されているかを知り、それを許可するか否かを自分で決める権利」として説明されています。

従来のプライバシー権が「一人にしてもらう権利（私生活の平穏）」と理解されていたのに対して、高度情報化社会を背景として現在では「自己情報コントロール権」として理解されるようになりました。

区条例は、個人情報保護制度の目的が基本的人権の擁護であることを明記し(1条)、本人が自分の情報に関する権利を請求権として規定しています(16条ほか)。

また、条例では、この自己情報コントロール権を保障する前提となる、本人に対する個人情報の取扱いの透明性を確保するための様々なルールが定められています。

文京区の個人情報保護制度の変遷

文京区個人情報の保護に関する条例

- 平成 5年10月 条例施行
- 平成13年12月 住民基本台帳ネットワークシステム個人情報保護
検討委員会報告書
- 平成14年 3月 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、
同施行（外部結合の制限等追加）
- 平成17年 3月 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、
4月施行（一部7月施行）（罰則等追加）
- 平成17年 4月 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行
個人情報の保護に関する法律施行
- 平成27年10月 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、
同施行（番号法導入に伴う改正）

個人情報を取り扱うためのルール

個人情報の取扱いの適正及び透明性を確保するため、区条例では、個人情報の収集、保管、利用の各場面での取扱いのルールを定めています。

1 収集の原則

(1) 適法かつ公正な手段により、必要最小限の情報を収集すること(6条)

⇒個人情報業務登録制度があり、登録された業務の目的に必要な範囲で収集することとされています。

- ・収集禁止事項が規定されています(思想・信条・宗教・人種・社会的差別の原因となる社会的身分・犯罪に係る情報は原則として収集できない)(7条)
～センシティブ情報(機微情報)といわれるもの。法令等による場合の例外があります。

～審議会事前一括承認による例外基準表があります。

(2) 目的根拠を明らかにして本人から直接収集するのが原則(8条)

～本人同意がある場合や法令の規定に基づく場合などの例外があります。

～審議会事前一括承認による本人の同意を要しない本人以外からの収集の基準表があります。

～審議会事前一括承認による本人の同意を要しない本人以外収集における本人あて通知の省略基準表があります。

(3) 個人情報取扱い業務の公開

① 個人情報業務登録簿(9条)

区の個人情報を取り扱う業務の全てについて、業務の名称、目的、対象となる個人の範囲、個人情報の項目等について登録制度を設け、登録簿を公開しています。

② 個人情報ファイル簿(9条の2)

個人情報を取り扱う業務のうち、電子計算組織を利用してデータベース化したもの及び紙情報であっても検索できるように体系的に構成したもの(個人情報ファイル)のうち、1,000件以上の個人情報を記録するものについて、登録簿を設けて、公開しています(平成17年7月施行)。

2 管理の原則

(1) 情報は、正確かつ最新なものであること。不要になったら迅速に廃棄すること、漏えい等の事故を防止すること(10条)

① 個人情報保護管理責任者、個人情報保護事務取扱者、同補助者を設置しています(11条)。

- ② 職員を対象とした研修を行っています。
- ③ 電子計算組織を利用する場合は、文京区情報セキュリティに関する規則による措置を講ずることとしています。

(2) 受託者に対する措置（12条）

- ① 業務委託するときは、委託契約において個人情報の保護について必要な措置をとらなければならないこととしています。
- ② 業務委託したことを運営審議会に報告することとしています。
- ③ 受託者等の責務を規定しています（12条の2）。
～受託者、指定管理者及びその従事者について、個人情報の適切な管理について必要な措置を講ずることとし、また、実施機関の職員と同様の個人情報保護義務を課しています。

3 利用の原則

個人情報とは、業務の目的に即して適正かつ合理的に利用しなければならない（13条）。

(1) 目的外利用の制限（14条）

業務目的の範囲を超えた利用は、本人の同意があることが原則
～法令に基づく利用など例外があります。

(2) 外部提供の制限（15条）

業務の目的の範囲を超えて、個人情報を区の機関以外のものに提供する場合は、本人同意があることが原則
～法令に基づく提供など例外があります。
～目的外利用及び外部提供について、それぞれ審議会事前一括承認による本人の同意を得ない利用についての基準表及び本人あて通知の省略基準表があります。
～目的外利用、外部提供を行った場合は、運営審議会報告事項とされています。

(3) 電子計算組織への機微情報の記録の禁止（15条の3）

7条に規定する個人情報（思想・信条・宗教・人種・社会的差別の原因となる社会的身分・犯罪に係る情報）を記録することが原則として禁止されています。ただし、法律、条例に規定のある場合及び運営審議会の意見を聴いて記録する場合の例外があります。

(4) 外部結合による個人情報の提供の禁止（15条の4）

データベース化された個人情報を、区の機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線等で結合することにより提供することが原則として禁止されています。また、結合した場合は運営審議会報告事項とされています。

自己情報コントロール権の保障

区条例は、個人情報の本人が区の保有する自己の情報に關与する制度として、開示等の請求権と、救済の申し出制度を設けています。

1 開示等請求権

個人情報の本人は 自己に関する情報の開示、訂正、削除、利用中止を請求できます（16条～19条）

（1）自己に関する個人情報についての開示請求

- ① 区が保有する個人情報は、開示の請求があれば原則として本人に開示することとされています（16条2項）。
- ② 例外として非開示にできる場合が規定されています。
 - ・ 法令に規定がある場合（16条3項1号）
 - ・ 判定、評価、医療記録等で本人に開示するのが妥当でないもの（同2号）
 - ・ 取締り、調査、交渉、照会、争訟に関するもので、開示することにより適正な事業執行に著しい支障の生ずるおそれのあるもの（同3号）
 - ・ 自己に関する情報であると同時に第三者の個人情報でもある場合（同4号）
 - ・ 法人の事業に関する情報が含まれている場合で、当該法人の正当な利益を著しく害すると認められる場合（同5号）

（2）自己情報が誤っている場合は、訂正の請求ができます（17条）。

（3）自己情報が手続きに違反して収集された場合は、削除の請求ができます（18条）。

（4）自己情報が手続きに違反して利用されている場合などは、その利用の中止を請求できます（19条）。

2 請求に対する決定

（1）開示請求に対しては、直ちに（即日）決定を行うこととしています（21条）。

（その他の請求にあっては、受理した日の翌日から起算して20日以内）

即日決定ができない場合は、受理した日の翌日から起算して14日以内の決定延長、60日以内の再延長が認められています。

（2）存否応答拒否（21条の2）

探索的請求など、非開示情報を開示したのと同じ結果になるような請求に対しては情報の存否を含めて応答を拒否できるものとなりました。

(3) 第三者保護に関する手続（21条の3）

開示請求の対象となった情報に第三者に関する情報が含まれている場合に、適正な制度運用を図るため、任意の意見照会の手続きを定めました。

3 不服申立て制度

(1) 救済の申出（23条）

行政不服審査法上の異議申立制度とは別に、情報公開・個人情報保護制度独自の不服申立て制度として、情報公開及び個人情報保護審査会を設置し、救済の申出ができることとしました。

開示請求等に関して実施機関の決定に不服のあるものは、審査会に対して救済の申出ができます。申立て期間の制限はありません。

(2) 異議申立ができます（行政不服審査法）。

(3) 取消訴訟ができます（行政事件訴訟法）。

罰 則

個人情報保護制度の実効性を確保し、個人情報の保護を徹底するため、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」との整合性を図りながら、平成17年3月の改正で、個人情報の不適切な取扱いに対する罰則を設けました（同7月1日より施行）。

1 個人情報ファイルの提供（34条）

主体：実施機関の職員、職員であった者、受託業務等に従事している者（受託者、指定管理者、再受託者の従事者）（以下「職員等」）

対象：個人の秘密に属する事項が記録された 電算処理に係る個人情報ファイル

行為：正当な理由がないのに、提供したこと。提供とは、他人が利用できる状態に置くこと。

刑：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

2 保有個人情報の提供又は盗用（35条）

主体：職員等

対象：業務に関して知り得た 保有個人情報（保有個人情報全体が対象）

行為：自己又は第三者の 不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したこと

刑：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

3 法人等の両罰（36条）

上記2条により受託業務等の従事者が処罰される場合は、その受託業者等にも罰金が科されます。

4 職権濫用による個人情報の収集（37条）

主体：実施機関の職員

対象：個人の秘密に属する個人情報

行為：専らその職務の用以外の用に供する目的で収集

※個人の秘密に属さない個人情報を収集した場合でも、法令遵守義務違反（地方公務員法）となります。

刑：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

5 不正手段による個人情報の開示請求（38条）

行為：不正手段により個人情報の開示を受けた者

過料：5万円以下

その他の制度

1 苦情の処理（24条）

2 区長の指導・勧告等（25条）

3 事業者に対する意識啓発（26条）

4 指定管理者に対する特例（27条の2）

区の業務を代行する指定管理者の取扱う個人情報についても、区が保有する場合と同様に個人情報の保護が図られるよう、区条例の準用規定等を設けて、区の個人情報保護制度の中に位置づけました。

（1）指定管理者に対して、区条例の個人情報の収集・保管・利用に関する規定を準用することとしました。

（2）指定管理者の保有する個人情報に対する開示等の手続きについて、区条例を準用し、実施機関に対して開示等の請求ができることとしました。

（3）指定管理者の保有する個人情報を、保有個人情報とみなす規定を設け、条例の罰則規定を適用することとしました。

社会保障・税番号制度導入に伴う特定個人情報の取扱いについて

平成 25 年 5 月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が制定され、平成 27 年 10 月より国民一人ひとりに個人番号（マイナンバー）が付番され、平成 28 年 1 月から社会保障、税及び災害対策等の分野において、その利用が開始されることになりました。

個人番号の利用により、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られる一方で、個人番号が付番されることで、特定の個人の情報であることが極めて容易に識別されるようになり、それらが悪用された場合には、個人の権利利益を損なうおそれが高まることが懸念されています。

個人番号や個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）は、番号法に基づき、保護措置を講ずることになりますが、番号法だけではフォローできない部分、又は、番号法に規定されているが、より適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じる必要があるものについては、当区の個人情報保護条例に規定することで、より一層の保護措置を講じていることとします。

- 番号法について…別紙 1
- 条例上の特定個人情報の取扱いについて…別紙 2

番号法について

1 目的・定義 ①目的等【第1条、第3条】

■目的【第1条】

- 効率的な情報の管理・利用、迅速な情報の授受
- 行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保
- 国民の負担の軽減、利便性の向上
- 個人番号その他の特定個人情報の安全かつ適正な取扱い

■基本理念【第3条】

- 個人情報の管理の適正を確保
- 個人情報の保護に十分配慮
- 個人番号カードの活用
- 情報提供ネットワークシステムの利用の促進 など

1 目的・定義 ②定義【第2条】

■個人番号【第5項】

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

- 12桁
- 個人情報であり、非公開

■特定個人情報【第8項】

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

1 目的・定義 ②定義【第2条】

■個人情報ファイル【第4項】

個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等をいう。

■特定個人情報ファイル【第9項】

個人番号をその内容に含む「個人情報ファイル」

1 目的・定義 ②定義【第2条】

■個人番号利用事務【第10項】

第9条第1項又は第2項の規定により、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

- 番号法別表1に規定された事務【第9条第1項】
- 利用条例に規定された独自利用事務【第9条第2項】

■個人番号利用事務実施者【第12項】

- 個人番号利用事務を処理する者
- 個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者

1 目的・定義 ②定義【第2条】

■個人番号関係事務【第11項】

番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務

- 所得税の源泉徴収事務
- 厚生年金関係事務 など

■個人番号関係事務実施者【第13項】

- 個人番号関係事務を処理する者
- 個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者

1 目的・定義②定義等【第2条】【第23条】

■情報提供ネットワークシステム【第2条第14項】

- 行政機関の長等の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織
- 第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

■情報提供等記録【第23条】

特定個人情報の提供の求め又は提供の事実の記録

1 目的・定義 ②定義【第2条】

■法人番号【第15項】

特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

- 13桁
- 国税庁ホームページで公開
- 国の機関、地方公共団体、設立登記法人、これらの法人以外の法人に対して付番

2 取得 ①提供の要求【第14条】

■本人等への個人番号の提供の要求

【主体】
個人番号利用
事務等実施者

- 【内容】**
- ① 申請・届出等を行う本人から、直接、個人番号の提供を求めることができる。
 - ② 他の個人番号利用事務等実施者が、本人から提供を受けた個人番号について、当該個人番号利用事務等実施者から提供してもらうことができる。



2 取得 ①提供の要求【第14条】

■地方公共団体情報システム機構への個人番号の提供の要求

【主体】

個人番号利用事務等実施者のうち政令で定める者

【内容】

改正後の住民基本台帳法第30条の9に規定する、地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報の提供を求めることができる。

本人確認情報

氏名、生年月日、性別、住所、個人番号等

2 取得 ②提供の求めの制限【第15条】

■個人番号の提供を求めてはならない

原則

何人も、他人に対して、個人番号の提供を求めてはならない。

他人とは
自己と同一の世帯に属する者以外の者

例外

番号法第19条各号のいずれかに該当して、
特定個人情報の提供を受けることが出来る場合

→ 個人番号の提供を求めることが出来る。

2 取得 ③収集等の制限【第20条】

■特定個人情報の収集・保管の制限

原則

何人も、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

他人とは
自己と同一の世帯に属する者以外の者

例外

番号法第19条各号のいずれかに該当する場合
（特定個人情報を提供できる場合）

→ 特定個人情報を収集又は保管できる。

3 利用 ①利用の制限【第9条】

■別表第1に掲げる事務【第1項】

別表第1の上欄に掲げる者が、同表下欄に記載の事務処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおける個人情報を、効率的に検索し、又は管理するために必要な限度で、個人番号を利用できる。

上欄に
掲げる者

- ①国、地方公共団体、独立行政法人等
- ②①から委託を受けた者

利用とは

- 申請手続等の書類の受理
- 当該個人番号に係る者の情報の呼び出し
- 情報の内部管理・保存
- 個人番号の転記やデータ入力 など

3 利用 ①利用の制限【第9条】

■地方公共団体等の独自利用事務【第2項】

地方公共団体が、地域の実情を踏まえて条例で定めて行う事務において、保有する特定個人情報ファイルにおける個人情報を、効率的に検索し、又は管理するために必要な限度で、個人番号を利用できる。

事務の
対象範囲

- 福祉、保健、医療その他の社会保障
- 地方税、防災など

3 利用 ①利用の制限【第9条】

■個人番号関係事務【第3項】

第1項及び第2項の事務処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出等、個人番号を利用した事務

【例】

- 事業主が、その従業員の健康保険の被保険者の資格取得に関する届出を、健康保険組合に対して行うこと
- 事業主が、給与の支払い調書を税務署へ提出すること

3 利用 ①利用の制限【第9条】

■大規模災害時等に限った例外的な利用【第4項】

災害発生時に限り、被災者の預金等の金融資産の引き出し等を円滑に行うため、預金取扱金融機関等が保有する個人番号を、顧客検索のキーに利用することができる。

■第19条第11号から第14号までに該当する場合【第5項】

利用で
きる者

- 個人情報保護委員会【第11号】
- 裁判所等【第12号】
- 人の生命、身体又は財産の保護のために提供を受ける者【第13号】
- 個人情報保護委員会規則で定めるときに提供を受ける者【第14号】

3 利用 ②特定個人情報ファイルの作成制限 【第28条】

■必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成制限

原則

個人番号利用事務等実施者等は、当該事務処理に必要な範囲を超えて、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

例外

番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して、特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合

→特定個人情報ファイルを作成できる。

4 提供 ①提供の制限【第19条】

■特定個人情報の提供の制限【第19条】

原則

何人も、特定個人情報の提供をしてはならない。

例外

番号法第19条各号のいずれかに該当する場合
→特定個人情報を提供できる。

4 提供 ①提供の制限【第19条】

特定個人情報を提供できる場合

■個人番号利用事務実施者からの提供【第1号】

■個人番号関係事務実施者からの提供【第2号】

■本人又は代理人からの提供【第3号】

■地方公共団体情報システム機構による個人番号の提供【第4号】

4 提供 ①提供の制限【第19条】

■ 委託、合併に伴う提供【第5号】

■ 住民基本台帳法上の規定に基づく提供【第6号】

■ 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供【第8号】

■ 地方公共団体の他の機関に対する提供【第9号】

■ 株式等振替制度を活用した個人番号の提供【第10号】

4 提供 ①提供の制限【第19条】

■個人情報保護委員会からの提供の求めに対する提供【第11号】

■各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供【第12号】

■人の生命、身体又は財産の保護のための提供【第13号】

■個人情報保護委員会規則で定めるときの提供【第14号】

4 提供②情報提供ネットワークシステムによる提供【第19条、第21条～第25条】

■情報提供ネットワークシステムによる提供【第19条第7号】

別表第2の第1欄に掲げる者（情報照会者）が、第3欄に掲げる者（情報提供者）に対して、第2欄に掲げる事務を処理するために必要な、第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して、特定個人情報を提供するとき

別表第2の構成

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
情報照会者	個人番号を利用する事務	情報提供者	特定個人情報

4 提供②情報提供ネットワークシステムによる 提供【第19条、第21条～第25条】

■情報提供ネットワークシステム【第21条】

正確かつ迅速に情報提供できるように、また、不正な情報提供がなされないよう、適法な情報提供が迅速に行えるようにするシステム

総務大臣が設置及び管理

情報提供に際し、情報照会者及び情報提供者は、直接に情報提供の求めを行うのではなく、情報提供ネットワークシステムを介することを原則とする。

4 提供②情報提供ネットワークシステムによる 提供【第19条、第21条～第25条】

■ 特定個人情報の提供【第22条】

情報提供者は、情報提供ネットワークシステムにおいて、特定個人情報の提供を求められた場合、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

→ 他の法令の規定で書面の提出が義務付けられているときは、当該書類の提出があったものとみなす。

4 提供②情報提供ネットワークシステムによる 提供【第19条、第21条～第25条】

■情報提供等の記録【第23条】

情報照会者又は情報提供者は、第19条第7号により特定個人情報の提供の求め、又は提供の照会があった場合、次の記録を保存しなければならない。

【保存する記録】

- 情報照会者及び情報提供者の名称
- 提供の求めの日時
- 提供があったときは、その日時
- 特定個人情報の項目
- その他、総務省令で定める事項

【保存期間】
7年間

4 提供②情報提供ネットワークシステムによる 提供【第19条、第21条～第25条】

■ 秘密の管理【第24条】

総務大臣、情報照会者、情報提供者は、
情報提供等事務に関する秘密について、漏えいの防止等のために、必要な措置を講じなければならない。

■ 秘密保持義務【第25条】

情報提供ネットワークシステムを運営する機関の職員等は、
その業務に関して知り得た当該業務に関する秘密を漏らし、
又は、盗用してはいけない。

5 安全管理措置等 ①安全管理措置【第12条】

■個人番号利用事務実施者等の責務【第12条】

個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者に対して、個人番号に関する安全確保の義務付け

【必要な措置】

個人番号の漏えい、滅失、毀損の防止等

【趣旨】

特に死者の個人番号の保護

5 安全管理措置等②委託【第10条、第11条】

■再委託【第10条】

●個人番号利用事務、個人番号関係事務において、委託者の許諾があった場合のみ、再委託等を認める。

→最初の委託者に対して、再委託等以降についても責任をもって個人番号の適正な取り扱いを確保することを要求

■委託先の監督【第11条】

●委託先に対する必要かつ適切な監督の実施

→委託契約の中に、秘密保持義務等の義務付け契約遵守の定期的な報告等を設ける。

6 特定個人情報保護評価【第27条】

■ 特定個人情報保護評価【第27条】

地方公共団体の機関等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施

特定個人情報保護評価 (PIA)
Privacy Impact Assessment

→ プライバシー保護への取組について宣言し、国民の信頼を獲得

→ 特定個人情報ファイルを保有しようとする前に実施

7 個人情報保護委員会【個人情報保護法第50条、第52条】

■設置【個人情報保護法第50条】

- 当初は、番号法第36条（改正前）に基づき、特定個人情報保護委員会としてスタート。
- 法改正により、平成28年1月1日より、特定個人情報保護委員会を改組した個人情報保護委員会が設置される。

■所掌事務【個人情報保護法第52条】

- 特定個人情報の取扱いに関する監視、監督
- 特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん
- 特定個人情報保護評価 等

8 罰則①【第51条～第54条】

行為	法定刑
個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供【第51条】	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科
上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用【第52条】	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用【第53条】	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科
人を欺き、又は人に暴行を加え、人を脅迫し、又は財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得【第54条】	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金

8 罰則②【第55条～第58条】

行為	法定刑
国の機関、地方公共団体の職員等が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集【第55条】	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反【第56条】	2年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等【第57条】	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得【第58条】	6月以下の懲役 又は150万円以下の罰金

条例上の特定個人情報の取扱いについて

I 個人情報保護条例の主な改正項目 (新しい制度)

- ① 定義 (第2条)
- ② 利用の制限 (第14条の2)
- ③ 提供の制限 (第15条の2)
- ④ 削除の請求 (第18条)
- ⑤ 利用の中止の請求等 (第19条)
- ⑥ 開示等の請求 (第20条)
- ⑦ 決定後の手続等 (第22条)
- ⑧ 他の制度との調整 (第30条)
- ⑨ その他

① 定義【第2条】

■ 特定個人情報【第2号】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

【番号法の規定】
特定個人情報
：個人番号をその内容
に含む個人情報

■ 情報提供等記録【第3号】

番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

【番号法の規定】
情報提供等記録
：情報提供の求め及び情
報提供の記録

① 定義【第2条】

■保有特定個人情報【第5号】

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している特定個人情報をいう。

■特定個人情報ファイル【第7号】

番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

② 利用の制限【条例第14条の2】

■ 特定個人情報の利用とは【原則】

番号法第9条の利用範囲を超えて、実施機関の内部で保有特定個人情報を利用してはならない。

■ 番号法第9条の利用範囲を超えて、特定個人情報の利用ができる場合とは【例外】

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要が有る場合であって、本人の同意が有り又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」のみ

② 利用の制限【条例第14条の2】

■ 審議会への報告

本条第2項により利用をした場合は、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（審議会）への報告が必要

■ 情報提供等記録の利用の禁止

特定個人情報のうち情報提供等記録については、番号法第9条の利用範囲を超えた利用を、一切禁止。

② 利用の制限【条例第14条の2】

■留意点

●個人情報の目的外利用とは、定義や要件等が異なる。

●個人情報の目的外利用とは

個人情報業務登録簿に登録した目的の範囲を超えて、区の機関の内部で保有個人情報を利用すること

原則

本人の同意が必要(事前)

例外

- ①法令
- ②緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ③福祉向上
- ④審議会の意見聴取(事前一括承認事項あり)

③ 提供の制限【条例第15条の2】

■ 特定個人情報の提供とは

地方公共団体の場合、特定個人情報を保有している実施機関が、当該実施機関以外の者に、特定個人情報を提供すること

【例】
区長部局→教育委員会
文京区→東京都

■ 特定個人情報が提供ができる場合は

番号法第19条各号に該当する場合
* 第1部番号法編10頁～11頁参照

③ 提供の制限【条例第15条の2】

■ 審議会への報告

番号法第19条第13号の規定により提供をした場合は、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（審議会）への報告が必要

【番号法第19条第13号】

人の生命、身体又は財産の保護のために必要が有る場合であって、本人の同意が有り又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

③ 提供の制限【条例第15条の2】

■ 留意点

● 個人情報の外部提供とは、定義や要件等が異なる。

● 個人情報の外部提供とは

登録簿に登録した業務の目的の範囲を超えて、
区の機関以外のものに提供すること

原則

本人の同意が必要(事前)

例外

- ① 法令
- ② 緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ③ 審議会の意見聴取(事前一括承認事項あり)

④ 削除請求【条例第18条】

■ 削除請求が出来る場合

実施機関が保有する自己に関する保有特定個人情報、次のいずれかに該当すると認める場合

- ① 条例第6条の規定に違反して収集されたとき。
- ② 条例第14条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき。
- ③ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- ④ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

④ 削除請求【条例第18条】

■ 情報提供等記録の削除請求の禁止

情報提供等記録については、削除請求ができない。

【理由】

情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや利用及び提供の規定に違反しているときが想定されないため

④ 削除請求【条例第18条】

■留意点

●個人情報の削除請求とは、要件が異なる。

●個人情報の削除請求の要件とは

実施機関が、次の規定に違反して、自己情報を収集したと認める場合

- ① 条例第6条
- ② 条例第7条
- ③ 条例第8条1項及び第2項

⑤ 利用の中止の請求等【条例第19条】

■ 利用の中止の請求等とは

① 特定個人情報の利用の中止の請求【第2項】

② 特定個人情報の提供の中止の請求【第3項】

＜参考＞個人情報の目的外利用の中止の請求
個人情報の外部提供の中止の請求【第1項】

⑤ 利用の中止の請求等【条例第19条】

■ 利用の中止の請求が出来る場合

実施機関が保有する自己に関する保有特定個人情報が、次のいずれかに該当すると認めるとき

- ① 条例第6条の規定に違反して収集されたとき。
- ② 条例第14条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき。
- ③ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- ④ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

⑤ 利用の中止の請求等【条例第19条】

■ 提供の中止の請求が出来る場合

実施機関が保有する自己に関する保有特定個人情報が、次の事項に該当すると認めるとき

- 条例第15条の2第1項の規定に違反して提供しているとき

⑤ 利用の中止の請求等【条例第19条】

■ 情報提供等記録の利用の中止の請求・提供の中止の請求の禁止

情報提供等記録については、利用の中止の請求・提供の中止の請求ができない。

【理由】

情報提供等記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや利用及び提供の規定に違反しているときが想定されないため。

⑤ 利用の中止の請求等【条例第19条】

■ 留意点

● 個人情報の目的外利用の中止の請求・外部提供の中止の請求とは、要件が異なる。

● 個人情報の目的外利用の中止の請求・外部提供の中止の請求の要件とは

実施機関が、次の規定に違反して、自己情報の目的外利用又は外部提供をしていると認める場合

【目的外利用の中止の請求】

- ① 条例第14条第1項
- ② 条例第14条第2項

【外部提供の中止の請求】

- ① 条例第15条第1項
- ② 条例第15条第2項

⑥ 開示等の請求【条例第20条】

■ 代理人による請求

特定個人情報の開示請求、訂正請求、情報提供等記録を除く特定個人情報の削除請求・利用中止請求においては、代理人による請求が全ての場合に可能

【代理人】

- 法定代理人 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 任意代理人 本人の委任による代理人

⑥ 開示等の請求【条例第20条】

■留意点

●個人情報の開示請求等において、任意代理人による請求が認められる場合とは、要件が異なる。

●個人情報の開示請求等における代理人による請求の要件とは

実施機関が、特別の理由があると認めたとき

【特別な理由とは】

①法定代理人：成年被後見人、未成年者の場合

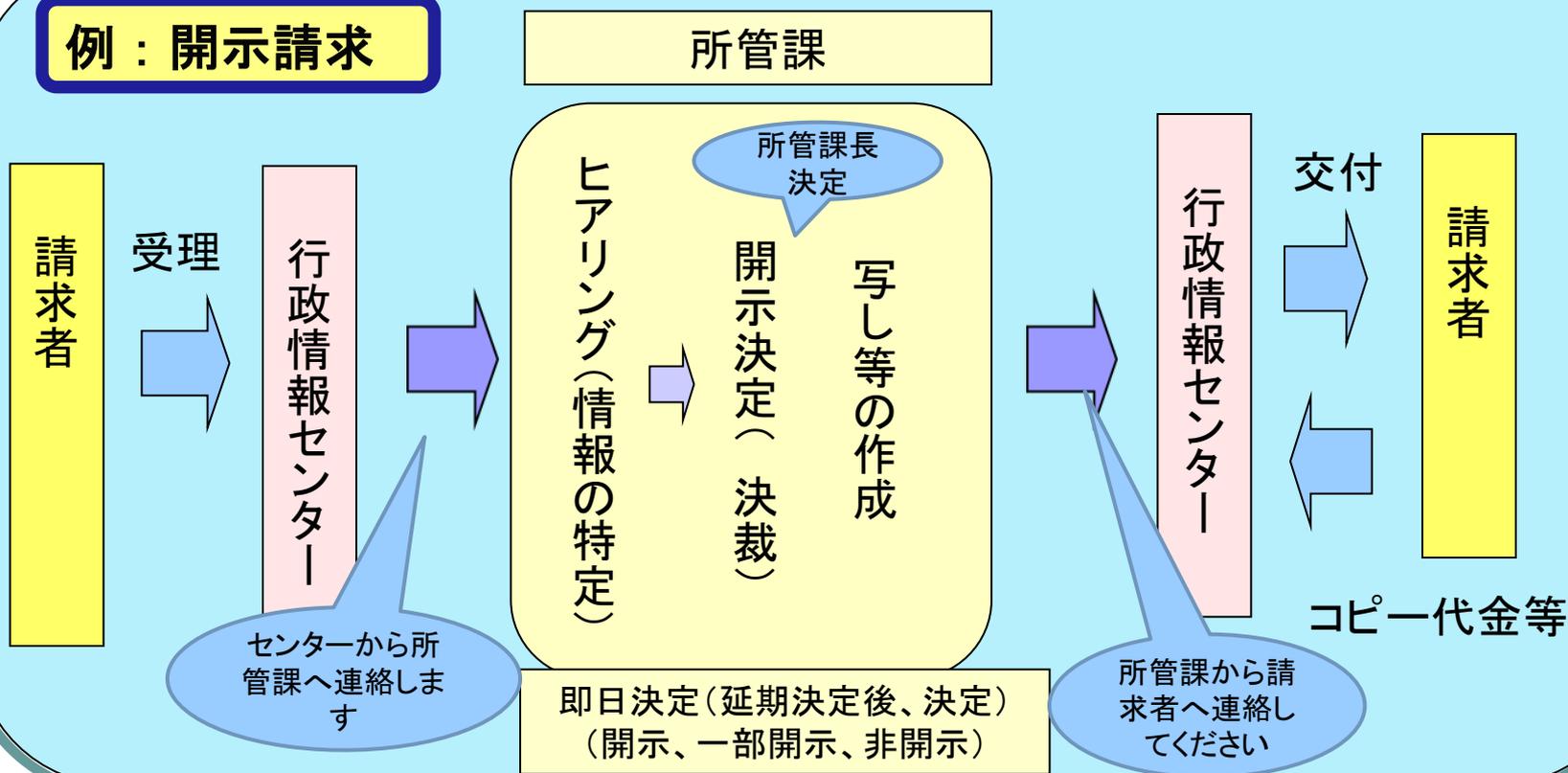
②任意代理人：病気又は遠隔地に居住する等、来庁することが困難な場合

⑥ 開示等の請求

■ 開示等の請求手続

個人情報の開示等の請求手続きと同一

例：開示請求



⑦ 決定後の手続等【条例第22条】

■ 情報提供等記録の訂正請求の承諾決定・一部承諾決定後の手続

情報提供等記録（*）の記録事項が誤っていた場合には、同一の情報を有する者へ通知する。

【同一の情報を有する者】

- 情報照会者
- 情報提供者
- 情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣

（*）「情報提供等記録を除く特定個人情報」と「個人情報」を除く。

⑧ 他の制度との調整【条例第30条】

■ 特定個人情報の適用除外

特定個人情報の開示請求については、他の法令の定める手続により、開示その他これらに類する請求が出来る場合にも、認められる。

【例】他制度において開示が行われる場合において、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)による開示ができる。

■ 留意点

個人情報の開示請求の場合は認められない。

⑨ その他

■ 番号法を根拠とする条例の規制の解除

条例上の個人情報に該当する特定個人情報については、番号法の規定を根拠に、次の条例に定めた規制が解除されます。

【規制が解除される個人情報保護条例の規定】

■ 第7条第1号（収集禁止事項）

■ 第8条第2項第2号（収集の制限）

■ 第15条の3第1号（電子計算組織への記録の禁止）

■ 第15条の4第1項第1号（外部結合による個人情報の提供の禁止）

* いずれも「法令に定めがあるとき」という条文の趣旨に、番号法の規定が該当する。

26年度

実施機関別行政情報の公開請求件数

実施機関	件数	26年										27年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
区長	請求	22	16	31	41	21	19	16	52	22	19	19	19	297	
	企画政策部		2			2	1	1	4	3		1	2	16	
	総務部	1	5	4	3	3	4	2	4	1	1	2	4	34	
	区民部			3	2	1	3	1	1	2		2		15	
	アカデミー推進部			4	4				2	2			1	13	
	福祉部	2	1	1	15	2			8	4	5	2	2	42	
	男女協働子育て支援部	1	1	2	3	2	1	1	8				1	20	
	保健衛生部	8	5	5	4	2	5	4	8	3	5	8	2	59	
	都市計画部	3		6	2	1	1	3	9	2	1	1	2	31	
	土木部	6	2	3	5	5	1	4	6	5	2	3	4	46	
	資源環境部				1	1	2		1		2		1	8	
	施設管理部	1		3	1	2	1		1		3			12	
	会計管理者			1	1									2	
	全部公開	11	8	11	7	10	11	8	15	11	9	11	7	119	
	一部公開	10	6	20	30	9	7	8	35	8	8	8	8	157	
非公開	1	2		4	2	1		2	3	2		4	21		
未決定															
教育委員会	請求	5	4	6	10	1	11	4	4	1		2	5	53	
	全部公開	3	2	2	2	1	7	2	3					22	
	一部公開	2	2	3	6		3	2	1	1		1	4	25	
	非公開			1	2		1					1	1	6	
	未決定														
監査委員	請求			1			2	1						4	
	全部公開														
	一部公開						1							1	
	非公開			1			1	1						3	
	未決定														
選挙管理委員会	請求			1			1						1	3	
	全部公開														
	一部公開														
	非公開			1			1						1	3	
	未決定														
議会	請求			3		2	3		3		1		1	13	
	全部公開														
	一部公開			2		2	2		2		1		1	10	
	非公開			1			1		1					3	
	未決定														
合計	請求	27	20	42	51	24	36	21	59	23	20	21	26	370	
	全部公開	14	10	13	9	11	18	10	18	11	9	11	7	141	
	一部公開	12	8	25	36	11	13	10	38	9	9	9	13	193	
	非公開	1	2	4	6	2	5	1	3	3	2	1	6	36	
	未決定														

※ 請求件数等は主管課別に捉えていますので、実際の請求書の枚数と一致しないことがあります。

26年度

実施機関別個人情報の開示等請求件数

開示請求

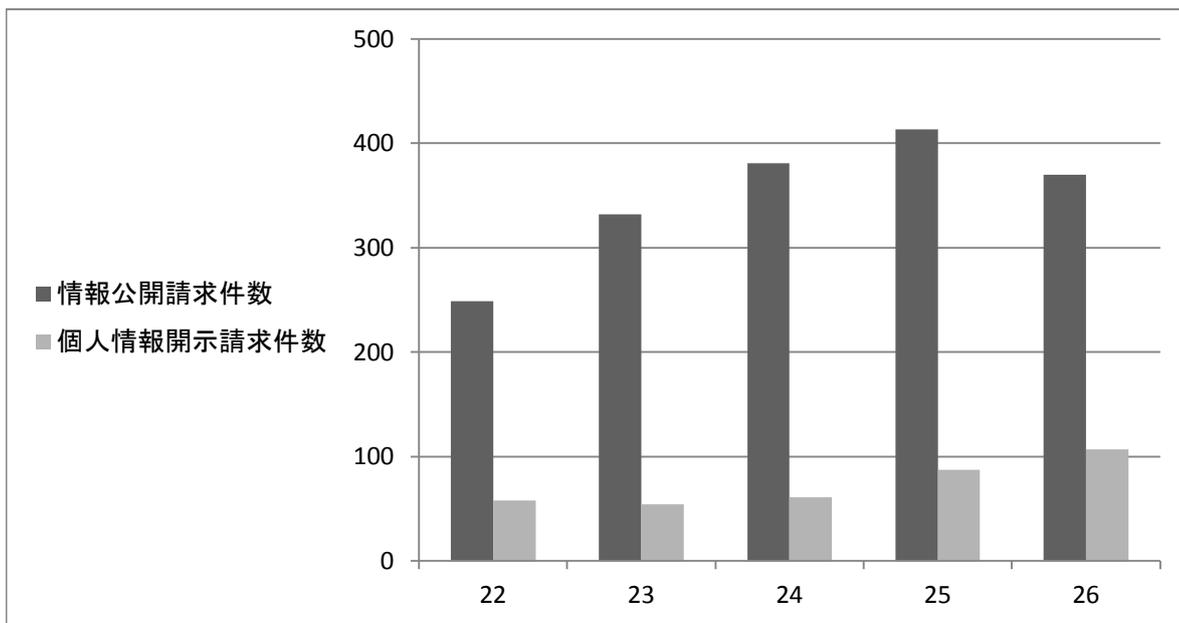
実施機関	件数	26年										27年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
区長	請求	7	9	3	14	9	7	3	6	21	8	10	10	107	
	全部開示	3	4	2	9	3	3	1	3	16	2	6	6	58	
	一部開示		3		2	1	1			1	2	2	3	15	
	非開示	4	2	1	3	5	3	2	3	4	4	2	1	34	
	未決定														
教育委員会	請求														
	全部開示														
	一部開示														
	非開示														
	未決定														
監査委員	請求														
	全部開示														
	一部開示														
	非開示														
	未決定														
選挙管理委員会	請求														
	全部開示														
	一部開示														
	非開示														
	未決定														
議会	請求														
	全部開示														
	一部開示														
	非開示														
	未決定														
合計	請求	7	9	3	14	9	7	3	6	21	8	10	10	107	
	全部開示	3	4	2	9	3	3	1	3	16	2	6	6	58	
	一部開示		3		2	1	1			1	2	2	3	15	
	非開示	4	2	1	3	5	3	2	3	4	4	2	1	34	
	未決定														

訂正・削除・利用中止請求

実施機関	件数	26年										27年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
合計 (全実施機関)	訂正請求														
	削除請求														
	利用中止請求														
	承諾														
	一部承諾														
	不承諾														
	未決定														

※ 請求件数等は主管課別に捉えていますので、実際の請求書の枚数と一致しないこともあります。

情報公開請求及び個人情報開示請求の推移



年 度	22	23	24	25	26
情報公開請求件数	249	332	381	413	370
個人情報開示請求件数	58	54	61	87	107



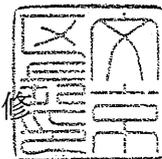
資料第2号

27文総総第1132号
平成27年12月16日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様



文京区長 成澤 廣



平成27年度諮問第2号

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項第2号の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正について

2 諮問の趣旨

高齢化社会が進展する中で、認知症患者が行方不明になる問題が全国で相次ぎ、文京区では今後も認知症患者が増えると推計されている。

本人が精神上的の障害などにより判断能力を欠く場合においては、個人情報を本人から直接収集をすることは極めて困難であり、そのような場合には、本人以外のものから収集しなければ文京区の事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。

そのため、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づき、文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正について審議会のご審議を賜りたく、諮問する。

文京区個人情報の保護に関する条例の一部改正について

1 背景と課題

我が国において、高齢化が進む中、本区においては、平成26年10月1日の65歳以上の高齢者数は41,265人で、高齢化率は20パーセントであるとともに、認知症高齢者は、平成26年3月現在7,295人となっている。

平成52年には、高齢化率が31パーセントに達すると見込まれ、引き続き認知症高齢者の増加も見込まれる中で、現在、本区も含め全国的に、行方不明・身元不明の高齢者の増加が社会問題化している。

文京区個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項において「実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。」と規定されているが、認知症、精神障害などの理由で、判断能力を欠く場合においては、収集の目的及び根拠について本人の理解を得ることは極めて困難である。

このうち、本人に法定代理人がいる場合については、実施機関は、本人に代わって当該法定代理人から本人の個人情報を収集することが可能である。

しかし、法定代理人がいない場合には、本人の個人情報の収集ができなくなるため、本人以外のものから収集しなければ、文京区の事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。

個人情報を本人から直接収集することができない場合のために、条例第8条第2項各号において、本人以外からの個人情報の収集について規定している。

しかしながら、法令に定めがない場合や緊急性が明らかに認められない場合等では、上記の課題を解決することができない。

2 条例の一部改正について

現在の社会情勢を踏まえつつ、上記の課題を解決するために、心神喪失等の事由により本人から当該本人に係る情報を直接収集することができない場合には、実施機関職員のカメラ撮影や目視による収集や、家族や本人が所属する団体等、本人以外のものによる収集ができる規定を設けるため、条例第8条第2項を一部改正する。

ただし、改正に当たっては、本人以外のものから個人情報を収集することを無制限に認めるものではなく、本人以外のものから個人情報を収集することにより本人の権利利益を不当に侵害することのないよう留意する。

文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年条例第六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(収集の制限)</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下次項以降同じ。）を収集しようとするときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>一 本人の同意があるとき。</p> <p>二 法令に定めがあるとき。</p> <p>三 出版、報道等によって公にされた個人情報を本人以外のものから収集するとき。</p> <p>四 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p><u>五 心神喪失等の事由により、本人から直接収集することができない場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</u></p> <p><u>六</u> 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が本人以外のものから収集することを特に必要であると認めたとき。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下次項以降同じ。）を収集しようとするときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>一 本人の同意があるとき。</p> <p>二 法令に定めがあるとき。</p> <p>三 出版、報道等によって公にされた個人情報を本人以外のものから収集するとき。</p> <p>四 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>五</u> 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、実施機関が本人以外のものから収集することを特に必要であると認めたとき。</p> <p>(以下略)</p>

行政不服審査法改正に向けた取組状況

平成28年4月1日施行の改正行政不服審査法に向けた、本区の取組状況と今後の予定は次のとおりです。

新しい情報公開及び個人情報保護審査会について

行政不服審査法改正に伴う関係条例の改正等について
(新しい情報公開及び個人情報保護審査会及び(仮称)行政不服審査会について) →別紙のとおり

これまでの取組

①区議会総務区民委員会への報告

- 8月議会で、改正行政不服審査法施行に向けた本区の取組について報告

②条例のパブリックコメントについて

- 9月15日から10月14日まで実施。意見は、1名から4件あり。

今後の予定

①関係条例の改正等

【情報公開及び個人情報保護審査会について】

- 情報公開及び個人情報保護審査会条例改正
- 情報公開条例改正(第20条)
- 個人情報保護条例改正(第23条)

【(仮称)行政不服審査会について】

- (仮称)行政不服審査会条例制定
→いずれも、平成28年2月議会へ上程予定

②関係規則の改正等

- ①の各条例の施行規則の制定及び改正
→平成28年4月1日施行予定

行政不服審査法改正に伴う関係条例の改正等について（骨子）

1 対象となる条例について

（仮称）行政不服審査会に関するもの	情報公開及び個人情報保護審査会に関するもの
（仮称）文京区行政不服審査会 条例【新設】	文京区情報公開条例【改正】
	文京区個人情報の保護に関する条例【改正】
	文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例【改正】

2 新規制定及び改正の理由

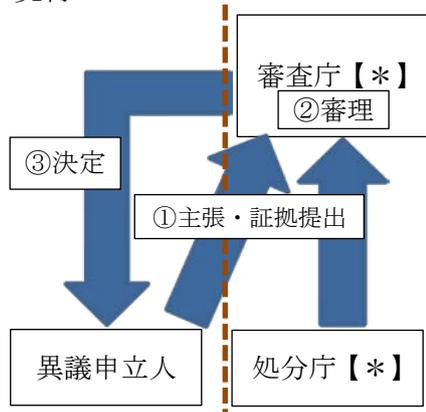
改正行政不服審査法が公布され、行政不服審査制度において、新たに、第三者機関や審理員制度が導入されることとなりました。

これに伴い、文京区においても、（仮称）文京区行政不服審査会という第三者機関の新設等を行うとともに、既存の行政情報の公開に関する決定等に係る独自の救済手続についても見直しを行い、現在の文京区情報公開及び個人情報保護審査会に対する「救済の申出」を行政不服審査制度に統合することとします。

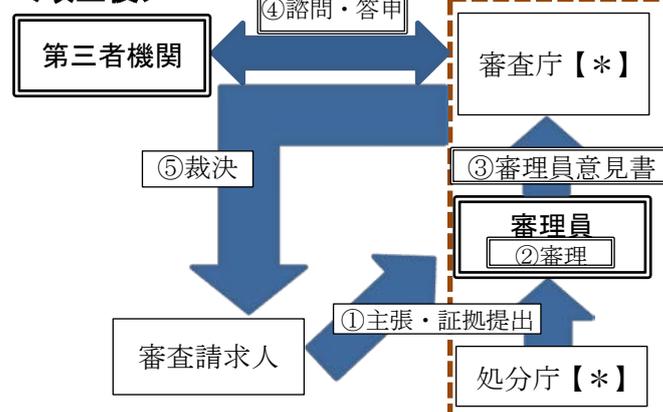
これらのことを踏まえ、関連する規定の整備を行う必要があるため、このたび、新規条例の骨子及び既存条例の改正の骨子を作成しました。

【行政不服審査法改正の概要（平成 28 年 4 月施行予定）】

< 現行 >



< 改正後 >



- (1) 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入
 - ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
 - ・ 有識者からなる第三者機関が審査庁の判断をチェック
- ※ 行政委員会等の例外あり（合議制の機関による決定により、公正性を担保）
- (2) 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化（「異議申立て」手続の廃止）
- (3) 不服申立ての期間を 60 日間から 3 か月間に延長

【*】文京区が行った処分については、一部を除き、審査庁、処分庁は文京区となります。

3 改正等の骨子（概要）

(1) （仮称）行政不服審査会に関するもの

（仮称）文京区行政不服審査会条例【新設】

- 区長の諮問に応じ、審査請求について調査審議する新しい第三者機関を設けるものです。
- 審査会は、委員3人の合議体とします。
- 調査審議のための手続は、行政不服審査法の規定に準じたものとします。

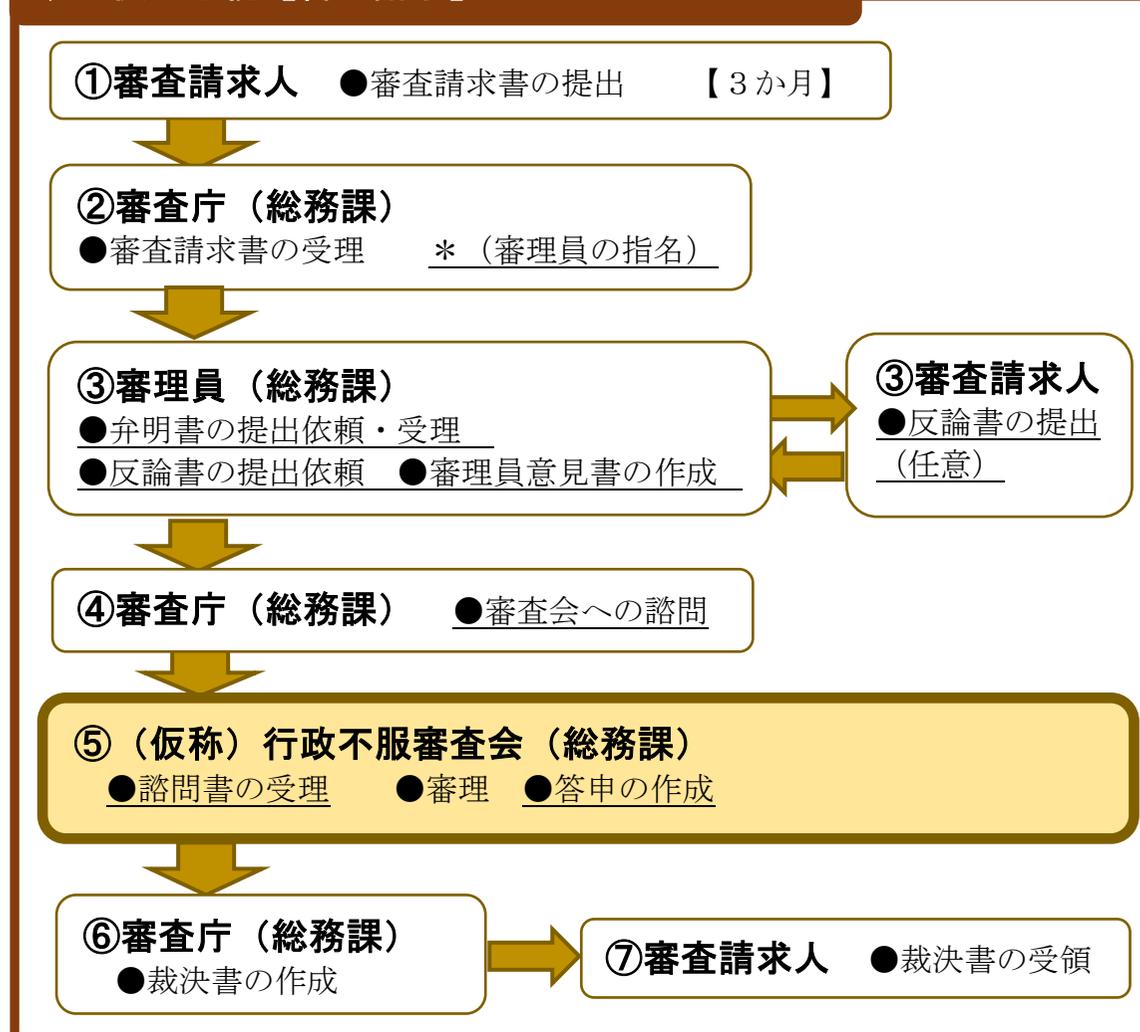
(2) 情報公開及び個人情報保護審査会に関するもの

- 文京区情報公開条例（第20条関係）【改正】
- 文京区個人情報の保護に関する条例（第23条関係）【改正】
- 文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例【改正】

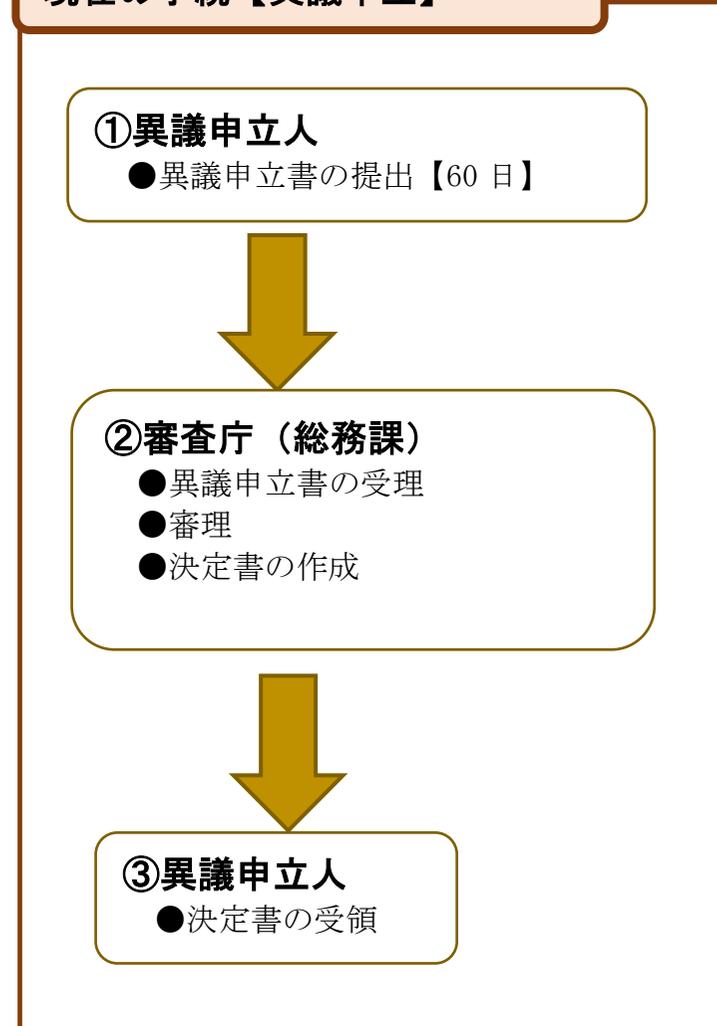
- 現在は、行政不服審査法に基づく異議申立てとは別に、文京区情報公開及び個人情報保護審査会に対して「救済の申出」をすることもできますが、この「救済の申出」については、行政不服審査法に基づく審査請求に統合します。（処分があったことを知った日の翌日から3か月以内との審査請求期間の制限が設けられます。）
- 同審査会を行政不服審査法上の審査請求を審理する諮問機関として位置づけます。
- 行政情報の公開に関する決定等及び自己情報の開示等に関する決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求が行われた場合には、審査庁は、文京区情報公開及び個人情報保護審査会へ諮問します。
そして、審査庁は、同審査会から受けた答申を踏まえた上で、裁決を行います。
- これに伴い、現在、同審査会で対応している救済の申出等の規定を削除します。

行政不服審査法改正に伴う不服申立ての手続について

改正後の手続【審査請求】

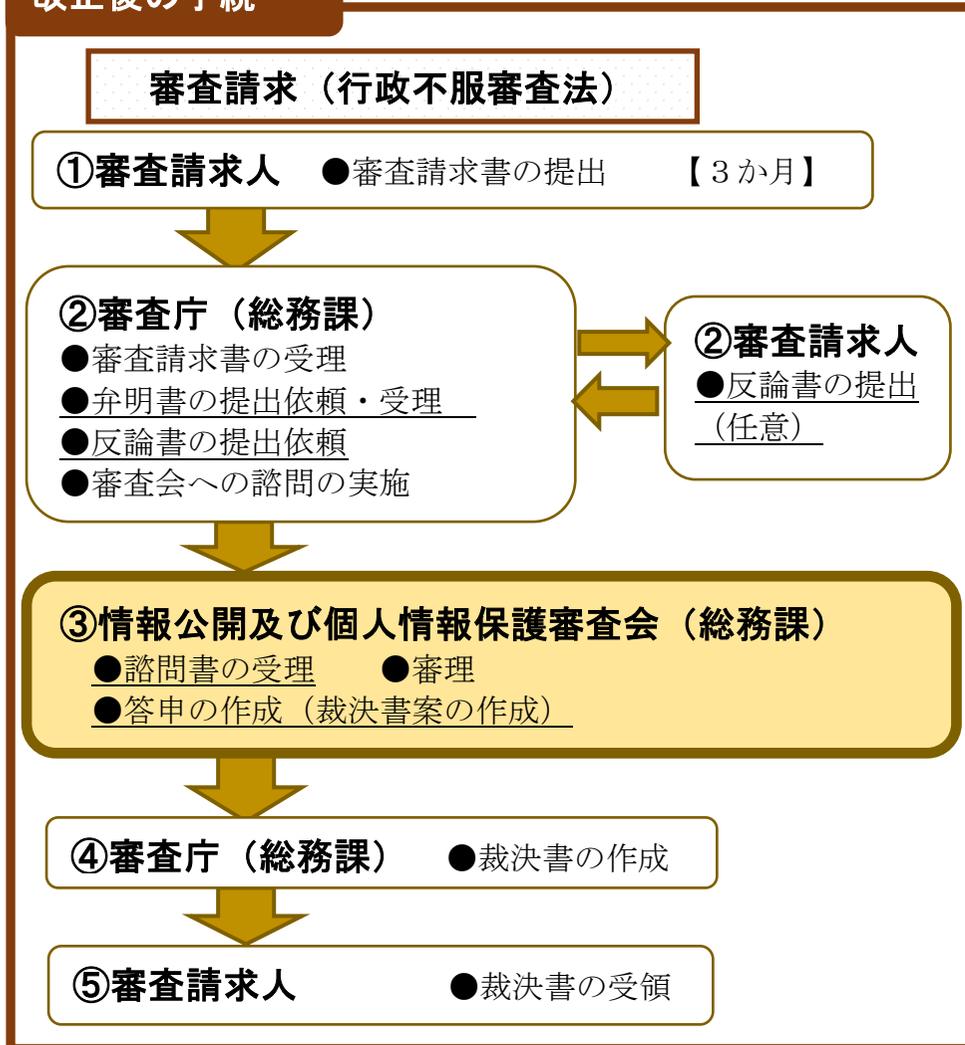


現在の手続【異議申立】

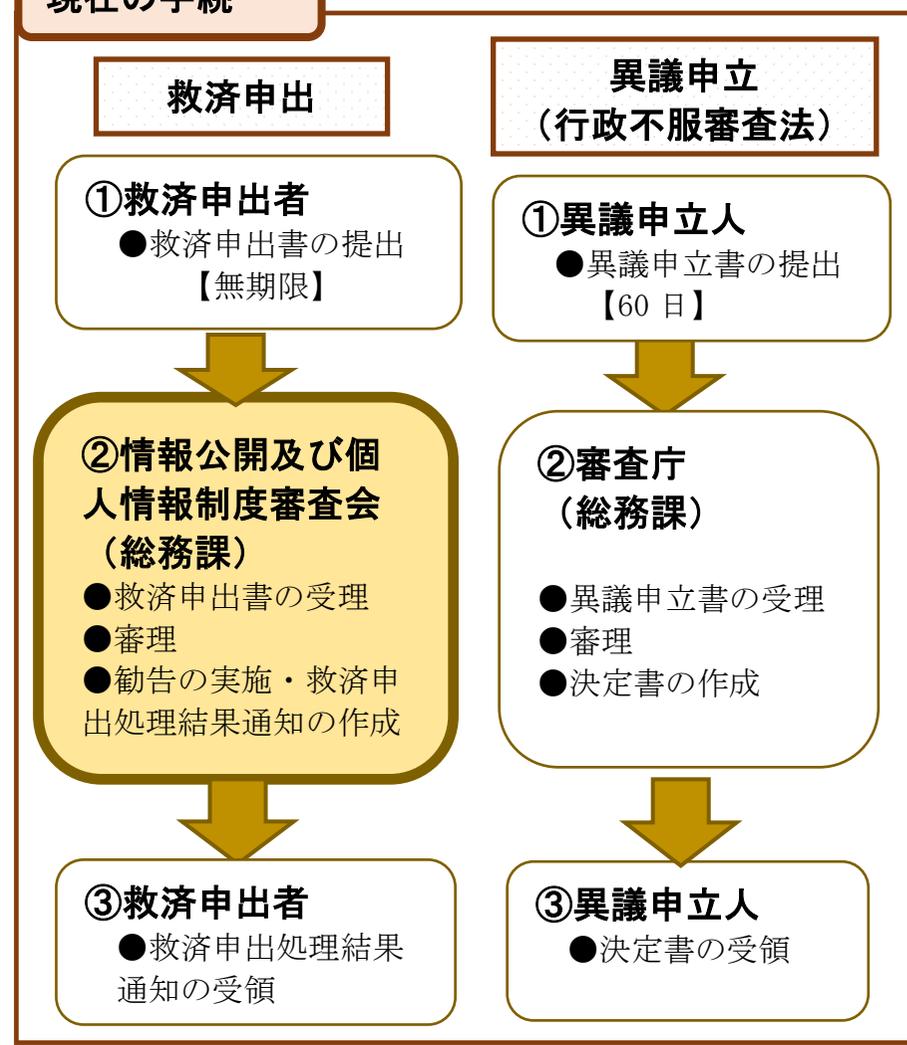


行政不服審査法改正に伴う情報公開請求及び自己情報開示請求の決定等に係る救済手続について

改正後の手続



現在の手続



文京区情報公開制度及び個人情報保護制度審議会の 機能強化について

社会保障・税番号制度導入に伴い、今後、特定個人情報の保護に係る重要事項についての審議が増加することが想定されるため、審議会の所掌事務を拡充する。

現状

①特定個人情報保護評価の第三者点検について

- 特定個人情報保護評価の重点項目評価に係る第三者点検については、文京区特定個人情報保護評価第三者点検委員会が実施（2事務について実施。平成26年11月から平成27年10月まで設置）

②その他特定個人情報保護に係る審議について

- 「社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直し」について、審議会が実施機関に対して答申（平成27年6月23日）

③個人情報保護条例の改正

- 「文京区個人情報の保護に関する条例」について、審議会の答申を踏まえて改正（平成27年9月議会にて議決。平成27年10月5日施行）

今後の方向性

改正後の個人情報保護条例に特定個人情報の保護にかかる規定が盛り込まれ、平成28年1月以降、行政手続において個人番号の利用が始まることから、特定個人情報の保護に関する実施状況についても、番号法や個人情報保護条例に則って適切に実施しているか確認する必要があるため、次の事務も所掌事務とする。

<新たな所掌事務>

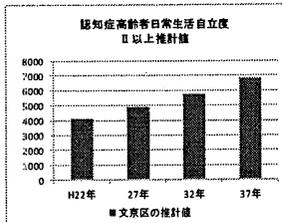
- 特定個人情報の取扱い状況の確認
- 特定個人情報保護評価の見直しに係る事項
- 特定個人情報保護評価の重点項目評価に係る第三者点検
- その他、特定個人情報の保護に係る事項

平成 27 年 1 月 14 日記者会見資料
文京区福祉部高齢福祉課

【 文京区の現状 】

○要支援・要介護認定者のうち、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方の数
：4,695人（H26年3月末現在）

※日常生活自立度Ⅱ
：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態



【 取り組むべき認知症関連課題 】

- ① 認知症に関する正しい理解の普及啓発
- ② 認知症高齢者を地域で見守る体制の構築
- ③ 認知症高齢者の介護家族の支援強化
- ④ 認知症高齢者への対応力向上
- ⑤ 認知症高齢者のいきがい支援・居場所づくり
- ⑥ 認知症の方と家族を支援する流れの整理と明示
- ⑦ 認知症高齢者と家族を支える人材の育成
- ⑧ 医療・介護のさらなる連携強化の必要

①②③④の課題解決に向けた
具体策としての
事業展開

【 事業の目的 】

地域の見守り機能の強化や新たな行方不明認知症高齢者発見ネットワークの構築等により、認知症状のある高齢者等の外出の権利をできる限り守るとともに、行方不明者の発生を防止する。また、行方不明が発生した時には早期に発見・保護される体制を構築する。同時に、介護家族の負担軽減を目的とする。

行方不明認知症高齢者ゼロ推進事業

～ あたたい見まもりで『徘徊』は『外出』に ～

1. 事前登録事業

あらかじめ高齢者の情報を登録することにより、登録者を警察が保護した場合の迅速な身元判明につなげる。

イメージ

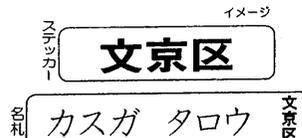
申請者 氏名 住所 連絡先	☺
対象者（徘徊の心配のある高齢者等） 氏名 生年月日 住所：文京区 旧姓 身元的特徴 その他特徴	
なじみの場所・現在居住以外の住み慣れた場所等 認知症発症の経緯と警察の取組について 同意します 同意しません	
緊急連絡先① 住所	
緊急連絡先② 住所	

本人と家族の安心を支える

2. ステッカー及び

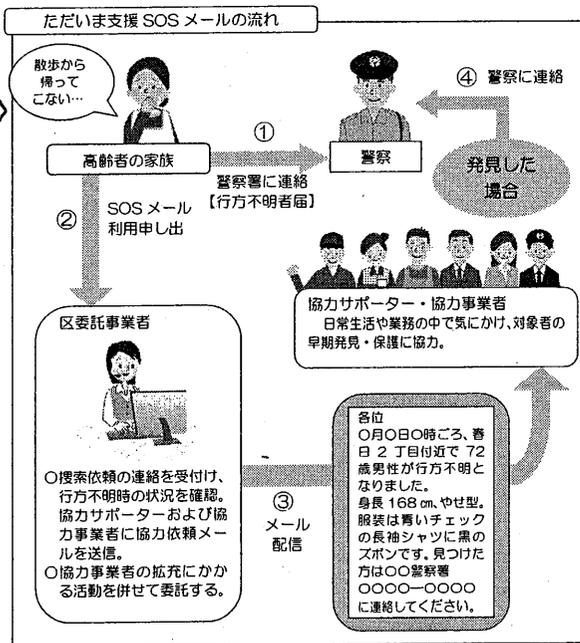
アイロンシールの配布

靴の踵に貼る反射板のステッカーと衣服にアイロン接着できる名札の配布。区外、特に遠隔地で保護された場合の身元判明に有効。



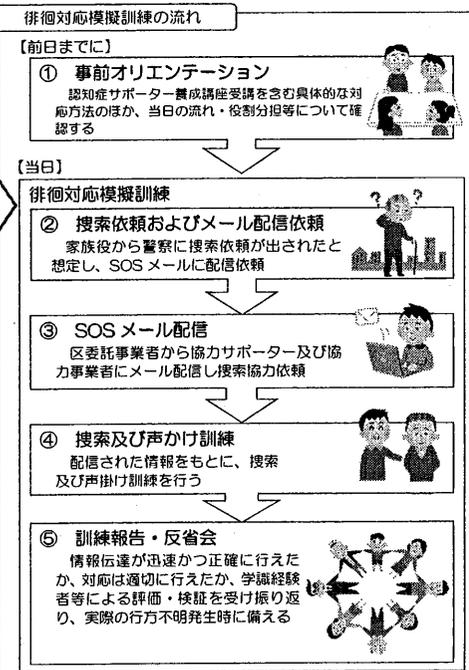
3. ただいま支援SOSメール

認知症の症状のある高齢者等の行方不明が発生した時に、高齢者の特徴や行方不明時の状況等について、登録した協力員・事業所等に一齐にメールを配信。行方不明者の情報を共有し、早期発見・保護につなげる。



4. 徘徊対応模擬訓練

認知症の方に対する地域での対応力の向上・見守り機能の強化を目的とし、行方不明認知症高齢者の発生から保護までの流れを地域（町会単位程度）で体験する模擬訓練を実施する。関係機関のネットワークの強化やネットワークの実効性の評価にもつながる。



認知症の方を地域で支える体制づくり